

●一般健康診断に係る定期健康診断補助について●

- ・実施時期 当年度4月～3月
- ・補助対象者 当年度において、40歳以上75歳未満の年齢に達する被保険者
※ 当年度4月2日以降の資格取得者、資格喪失者について、健診日に被保険者である者は、補助の対象とする。
- ・健診内容 労働安全衛生法に定める検査項目(必ず特定健康診査項目(検査項目・質問項目)を含む)
- ・組合補助 補助対象被保険者1人当たり3,000円以内の実費に、健診結果データをXMLにより作成した費用の実費を加算した額
- ・提出期限 原則として当年度3月中旬までに
- ・添付書類 ≪一般健康診断に係る定期健康診断補助金請求書≫に
所定の受診者名簿 }
領収書(コピー可) } **令和5年度より変更しています**
健診結果データ 【紙】全ページ必要。コピーは縮小しないでください。
【CD】特定健康診査に係る国の電子的標準様式(XML)により作成したCD
質問票(健診結果が紙である場合)

特定健康診査の健診項目

身体計測	身長		●
	体重		●
	BMI		●
	腹囲		●
診察	既往歴		●
	自覚症状		●
	他覚症状		●
血圧	血圧(収縮期/拡張期)		●
生化学検査	血中脂質検査	中性脂肪	●
		HDLコレステロール	●
		LDLコレステロール(注1)	●
	肝機能検査	GOT(AST)	●
		GPT(ALT)	●
		γ-GTP(γ-GT)	●
血清クレアチニン検査		□	
血糖検査	空腹時血糖		○
	ヘモグロビンA1c(HbA1c)		○
	随時血糖(注2)		○
尿検査	尿糖		●
	尿蛋白		●
血液学検査	貧血検査	ヘマトクリット値	□
		血色素量(ヘモグロビン値)	□
		赤血球数	□
生理学検査	心電図検査		□
	眼底検査		□
医師の判断	医師の判断(判定)		●
質問票	服薬・喫煙		●
	既往歴・貧血・20歳からの体重変化・30分以上の運動習慣・歩行又は身体活動・歩行速度・咀嚼・食べ方・食習慣・飲酒・飲酒量・睡眠・生活習慣の改善・保健指導の希望		☆

●・・・必須項目 ○・・・いずれかの項目の実施で可 □・・・医師の判断に基づき選択的に実施する項目
☆・・・情報を入手した場合に限り健康保険組合に報告する項目

(注1) 中性脂肪が400mg/dl以上である場合又は食後採血の場合は、LDLコレステロールに代えてNon-HDLコレステロール(総コレステロールからHDLコレステロールを除いたもの)で評価を行うことができる。

(注2) やむを得ず空腹時以外に採血を行い、HbA1c(NGSP値)を測定しない場合は、食直後(食事開始時から3.5時間未満)を除き随時血糖による血糖検査を行うことを可とする。